

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和8年3月25日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例（平成26年条例第60号）の一部を次のように改正する。

目次中「第51条・」を「第51条一」に改める。

第2条第1項を次のように改める。

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業を除く。）をいう。
- (2) 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。
- (3) 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (4) 満3歳未満保育認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

第2条第2項中「(昭和22年法律第164号)」を削る。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども

に該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改める。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第13条第4項第3号中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第22条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに」を「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(7)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(4)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(4)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「利用している同号」を「教育認定子ども」に、「利用している同条第1号又は第2号」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「の同号」を「同号」に、「の同条第1号」を「同条第1号」に、「同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(7)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(4)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは

「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(4)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第1項中「、小規模保育事業所A型」を「、小規模保育事業A型」に、「第28条」を「第27条」に、「小規模保育事業所A型をいう。」及び小規模保育事業所B型」を「小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。」及び小規模保育事業B型」に、「第31条第1項」を「第27条」に、「小規模保育事業所B型をいう」を「小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ」に、「小規模保育事業所C型」を「小規模保育事業C型」に、「第33条」を「第27条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認

定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「により特定地域型保育」を「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。)により特定地域型保育(満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。)」に、「第37条第2項」を「第37条第2項第2号」に改め、「その他の」の次に「法第19条第3号に掲げる」を加え、「以下この号及び」を削り、同条第3項中「家庭的保育事業等基準条例第27条に規定する」を削り、同条第7項中「うち、」を「うち」に、「施設であって」を「もの又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって」に改め、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」を加える。

第46条第7号中「第39条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第47条第1項及び第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第48条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第14条の見出し中「施設型給付費等」とあるのは「地域型保育給付費等」と、同条第1項」を「第14条第1項」に、「読み替える」を「、第25条中「第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」とあるのは「第33条の10第1項各号」と読み替える」に改める。

第51条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(特別利用地域型保育の基準)」を付し、同条第1項中「が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が教育認定

子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「をいう。次条第3項」の次に「及び第52条第3項」を、「章（」の次に「第37条第3項、第39条第3項及び」を加え、「含む。次条第3項」を「含む。第52条第3項」に改め、「以下この章」の次に「(第43条第1項を除く。)」を加え、「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」に、「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る」とあるのは「」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「除く。)」を「除く」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、家庭的保育事業等基準条例に定める基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条まで(第26条を除く。))の規定を含む。)の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上

保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「同条第2号」と、「支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る」とあるのは「特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く」と、同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項)を「満3歳未満保育認定子ども(第51条第1項)に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「教育・保育給付認定保護者」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、「教育・保育給付認定保護者(」を削り、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、「に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」を削り、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附則第3条中「小規模保育事業所C型」を「小規模保育事業C型」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

大津市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和8年3月25日提出

大津市長 佐藤 健司

大津市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

大津市認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「35人」を「30人」に改める。

附則第4項中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する認定こども園における1学級の子どもの数については、改正後の第4条第3項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

議案第 67 号

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に
基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和 8 年 3 月 25 日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に
基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保
連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年
条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項中「35 人」を「30 人」に改める。

第 17 条第 1 項及び第 3 項中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、同条第 7 項
第 2 号中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附則第 8 条第 1 項第 1 号中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における 1 学級の園児数については、
改正後の第 16 条第 2 項の規定にかかわらず、令和 14 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の
例によることができる。

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

令和8年3月25日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第62号）の一部を次のように改正する。

第2条中「又は第12項第2号」を「若しくは第12項第2号」に改め、「場合」の次に「又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第6条第1項中「事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）」を加え、同条第7項中「うち、」を「うちに」、「施設であつて」を「もの又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であつて」に改める。

第18条第6号中「利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型」及び「小規模保育事業C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第29条第2項中「の規定」を「又は第3号の規定」に改める。

附則第4項中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第7項中「(平成24年法律第65号)」を削り、「家庭的保育事業者」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

令和8年3月25日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に、「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に、「に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号」を「から第5号」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900」を「13,340」に、「13,700」を「14,170」に、「14,500」を「15,000」に、「11,300」を「11,670」に、「12,100」を「12,500」に、「9,700」を「10,000」に、「10,500」を「10,840」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

